

本法草案の審議にあつて、最も問題となりました点は、この法律案は、質問、保護、立入、武器使用を初めと

して、警察官等が職務を執行するにあつて、必要な具体的措置を規定したものであるから、もしこの法律を濫用するときは、せつかく憲法で尊重している人権を蹂躪することになる。それでのその運用には細心の注意を拂うよう

にいたさなければならぬ」というのであります。まことにその通りであります。さればこそ殊に本法律案第一條に、「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない」と、明文をもつて嚴にその濫用を戒めているのであります。

一方この点を政府委員に質しましたところ、政府委員としては、人権尊重を顧慮したればこそ、殊に本法の中に、警察官等が職務を執行するにあつて、必要な方法を具体的に掲げ、極力その濫用を防止するよう心がけるものである旨の答弁がありました。

また職權を濫用した警察官等に対しては、何らかの懲戒手續を規定しておく方が、濫用を防ぐ上において、効果的であると思うがいかなどの質疑がありましたが、これに対し、政府委員の答弁は、各都道府縣に懲戒委員會を設け、これに対し関係者から申告するの途を開き、それによつて処断させるような手續に關して、目下準備中であるとの答弁でありました。

そこで本小委員會は、この法律案の重要性及び緊急性に鑑み、右の事柄を強い希望條項として、本法律案を可決すべきものと議決した次第であります。

右をもつて、本法草案に関する警察
制度改革小委員長の報告といたしま
す。

○振東委員長 ただいま小暮小委員長から警察官等職務執行法案につきまして、小委員会はこれを可決すべきものであるとの報告がありました、小委員長に對しまして簡単な質疑があります。すなわちこれを許します。

○門司委員 本案はきわめて重要な法案でありまして、かつての行政執行法のやき直しと言つてもいい法案だと思ひますが、あの法律が廃止されしました原因が、特に人権を蹂躪しておつた關係から、新しい憲法に基いて人権の尊重のためにこれは廃止になつたと考へておりますが、それがまた同じようなことで、ただ案をかえただけのことです。

その精神においてはほとんど変りはないということと言えます。さらに問題になりますのは、警察官の認定において尋問ができる。ここに質問と書いてありますが、これは文字がけでありまして、実際は尋問に間違いはないのでありまして、文字はいかに

往にいたしまして間違つた認定のもとに行われておつたということが問題を起しておつたのであります。

さらに問題の対象となりますものは、いわゆる各種の大衆の上における行動が、私は往々に行われると思う。そういう場合にどれからどれまでが正しい行動であるかというようにのことについては、なか／＼普通の人の認

定では判断はつかないのであります。この條文の中に書いてあります人の生命であるとか、財産であるとかいうようなものに危害を加え、あるいは損害を與えるという意圖というものは、なかなかむずかしいのでございまして、これをどこで見わけをするかということでありませう。そういうものについてどういふような当局の御意見であつた

かということでもあります。この点をまず先にお伺いしておきたいと思うのであります。

それからさらに刑事訴訟法との関連をどういうふうにもつていくか、この点はきわめて重要でありますので、一應お伺いをしておきたいと思うのであ

ります。

それから刑罰の点でありますが、各府縣あるいは自治体警察において、おのおの委員会をこしらえて、その委員会において処断されるからということであります。それはおの／＼そういうことは私はでき得ると思うし、また人権蹂躪をしたものは、從來においても告発などの処分もできておつたのであります。これによつてあるいは警察署長であるとか、あるいは刑事とかが、左遷をされ、あるいは罷免になつた事實はたくさんあるのであります。そこで必ずしも私はそういう規定があるか

らといつて、この法案をそのまま認め
るわけにはまいらぬと思うのでありま
す。これは事件が起つてその後こそう

いふものの処置が行われまして、事件の被害を受けた者は依然として被害を受けただけでありまして、法律の濫用ということは完全に行われる。またその受ける刑罰の程度はどのくらいのものであるかということも、一應お伺い

それからついでに申し上げておきますが、私はこの法案を通過いたさせますには、先ほど申し上げましたように刑訴との関係が十分ございますので、従つて司法委員会の一應の協議をもちたいと考えているのであります。それから法の性質自体も警察関係でありますので、治安の委員会に実はかか

ることがある意味においては至当かとも思いますが、法律の全文はおそらく司法警察官としての活動でございまして、司法委員会とも一應相談して、そうして立法的に間違いがあるかないかというようなこともやはり相談をしなければ、單に治安の關係のみにおいて

という御趣旨だつたと考えるのであります。が、われ／＼この法案を立案いたしました趣旨は、むしろ一般の大衆と

申しますが、國民全体の基本の權利を擁護するという建前から、警察官がその趣旨に副つて職務遂行のできますように、その基準を與えたいというのば一つの大きな狙ひであります。従いまして、われ／＼は、この法案を御通過

くださいましたならば、極力その趣意を徹底いたさますとともに、さらに警察官の素質の向上、教養等につきましては全力を注ぎたいと思つておるものであります。今日の警察官の現状において、はたしてこれが円滑に運営ができる自信があるかというお尋ねでございますが、今日の警察官の中にも、中々も感服しない警察官が往々出ますこゝ

といたしましては、臆病過ぎるくらいにこれを制限をいたしております。一番の御心配の点は、質問でありますとか、あるいは保護の点であろうと思ひますが、これも、條文に示しております通り、きわめて嚴重なる制限をいたしております。また、この質問と尋問とはどう違ふかというお尋ねでございますが、これは他の政府委員からあるいは答弁をいたすかもしませんが、尋問と申しますのは、これは普通刑事被告者を取調べる際に用いるのが用例になつておるのであります。ただいまの規定は、必ずしも被疑者を相手にいたしておるのでございせん。その質問という言葉に表わしておる氣持そのままで、いろ／＼なことを聞くというのが主眼なのであります。どこまでもこの法律の實施にあたりますしては万全を期していききたいと考えております。

○坂東委員 たいだいま芦田総理大臣が参られましたので、本案の審議は一應中止しまして、ただちに總理大臣に對する質問に移ります。門司亮君。

○門司委員 私はこの機会にごく簡単に率直に總理大臣にお伺いをしておきたいと思ひますのは、出先官憲の廃止に關する問題であります。が、本問題はこの委員会ですでに第一國會から継続しておつたと思ひますが、この審議を進めてまいりまして、そうして小委員会をこしらへまして、さらに本年の三月五日に大休の成案を得まして、議長を通じて内閣に意見を送付してあつたはずであります。従ひまして總理大臣はおそらく私どもの意見というものを十分ごらんになつたと思ひますが、私どもの出した意見に對しましては、

今日まで何らの御回答もなく、參議院において質問があつたからということ、御意思の發表があり、さらに新聞紙に第一段階として御發表なさつたのであります。が、この間において、私どもの委員会において上申をいたしたた案に對する御答弁といひますか、あるいは御回答がなかつたことを私ども非常に遺憾に考へております。われわれは少くとも國會の權威ある委員会においてこれが草案を得、さらに議長を通じて内閣に送付してあるはずであります。が、それに対して何らの御回答をなさらないうちに御發表になるといふことは、この委員会の權威のために私はなほ遺憾に考へております。が、この点に對して總理大臣はいかにお考えになつておるか。まず最初にそれをお聞きしておきたいと思ひます。

○芦田國務大臣 たいだいまの御質問は、実は私としてはかえつて意外に感ずるのであります。私どもは十分國會の權威、意向を尊重するのであります。従つても出先官憲の問題において、衆議院がこれだけのものは廃止すべきである、整理すべきであるといふことであれば、法律案として修正案なりあるいは特に改正案なりを御提議になつて、その意見を貫徹せられる途は十分に開かれておるのであります。むしろわれ／＼の方は、國會としては必要な場合にはかような法案が出ることはよく了解しておるのであります。従つて、國會のそういう權威を心得ておるから、特に國會に向つてわれ／＼がこれこれと返事とか回答とかいふものは必要としない關係にある。御意思は十分了として政府はその措置をいたしましたが、特に國會に對して政府が國

會の意向を尊重するといふことは、尊重いたしますが、これに對して政府からこれこれと意思を述べる立場でない。かように考へておつた次第でございます。

○門司委員 それではさらにお伺いしたいと思ひますが、たいだいまの總理の御答弁によりますと、議會からそういうものに対する法案があるというやうなことを期待されておるやうにも聞えるのであります。が、私どももより廢止をいたしますことを申し上げましたからには、こういうものを廢止してもいいという考へ方を十分にもつておりますので、あるいはいつ提案するかわかりませんが、先ほどの御答弁によりますと、法律案を出されるならば、いふお考えがあらますならば、私どもがこれを一應成案を得まして、こういうものを廢止してもらいたいといふことを法律案として提出いたします場合に、おきましては、總理大臣にいたしましては、その上で御返答をなさるといふのか、あるいはそういうことについて、私どもは実は出先官憲の廢止に對する法律案を出すことを考へておるのであります。それによつて國會との間にいふやうな論争があつたといふやうなことでなく、廢止していただきたいという氣持を十分にもつておつたのであります。が、もしたいだいまのやうなお考えでありますならば、私どもはそれをお考えに基いて出先官憲の廢止に對する法律案を出すことに決してやぶさかではございません。その場合にはひとつそれと應ずる十分の御用意があるかどうかといふことを、あるいは臆き過ぎるか

もしれませんが、あらためてお聞きしておきたい。

○芦田國務大臣 先ほども申し上げましたように、國會は國家の最高機關であります。従つて國會の提案された法律に政府が従わないといふことはあり得ないことであります。國會において通過いたしました法律案は必ず十分に尊重いたします。

○松浦(衆)委員 三つばかり總理大臣にお伺いしたいと思ひます。私は北海道の出身でありますから、最初は北海道のことについてちよつとお願ひいたしたいと思ひます。それは北海道に對しては、税等を御配付になります場合には、何とぞ府縣並とは違つて相當に高額を見積つて、開拓のために御盡力、御高配をお願いしたいのであります。

と申し上げたのであります。が、これに對して何か具體的なお考えはありますか。それでは地方財政委員の重要な構成部分が全部やめてしまつたのであります。すなわち自治體側を代表する人たちは全部やめてしまつたのであります。それをむりして政府案通りにやれといふことは、これは一つのファッショであると思ひます。なるほど委員会というものは、立案企画の機關であるかも知れませんが、また委員會の法規によりますと、その委員會の立案に基くと書いてあります。法案は國會に提出しなければならぬとあります。それでありまして、基がなければならぬ。なるほど今度出された予算は基いてゐるかも知れません。しかしその基くという意味は、ほとんど根本的な分を無視したものでも基くといふことが出来るかどうかということについては、相當考へなければならぬと思ひます。それでありまして、この財政委員がやめられたという点につきましては、できるならばこれを早く補充しまして、その補充された人たちの再編成された委員會によつて予算案をもう一度組み直して、政府案と折合わしていただくのが當然であると思ひます。けれども、その暇がなければ、何とか政府と自治體側とが折合う方法を講じていただかせんではいかうか。その点につきまして何らかの具體的な案をお考え願ひたいと思ひます。

もう一つは、やはり地方財政に關する問題であります。が、今回の地方税に關しまして、政府側の案と委員會側の案とを比べてみますと、その自主性、健全性におきまして政府側の方は非常に不安に感ぜられます。一々説明いた

しません。おもなものを説明いたしまして、たとえば起債におきまして二百七十億という起債はとも消化することができないという事は、今からはつきり言えるのであります。昨年でさへも百二十億の起債が三十億か四十億しか出ていないのに、今度の二百七十億に近い起債はとうてい不可能であるという事は今から言えます。

それからまた住民税につきまして、八百四の原案を千円まで引上げてもらうという事は、これは地方に徴税の額が賦課されたのでありますけれども、しかしながらこの千円という額はともこれは徴収不可能であるという事を町村側は言っております。それからまたその他の問題につきまして、たとえば分與税、配付税、この問題につきましてもその自主性からいまして、もう少しこれを弾力性あるものにすることを、政府はこれを減しまして、そうして地方側にも弾力性のある税をいたさなければならぬというふうに言っておるのであります。そういう自主性、健全性から申しまして、私は町村側、自治体側の意見は相当理窟があると思うのであります。そういう立場から、もつと研究しなければならぬと思ひますが、それらについては大蔵大臣にお尋ねいたしますが、この際総理大臣に一つお伺いしたいと思ひますのは、地方委員会側から酒、タバコの消費税というものを提案してあります。これを委員会原案では酒、タバコの購入に際して、道府県及び市町村に約その二割の消費税を課することにした。これが委員会の原案であります。しかしこれは大蔵

省としては全面的に削除しております。これに対して総理大臣はこの原案を復活させていただくことはできないか、すなわち酒、タバコの消費税を町村自治体に賦課することを認めていただけないでしょうか。もちろんこの委員会側から要求をいたす率通りでなくともよろしゅうございしますが、少しでも頭を出すだけの、弾力性のある税を町村自治体側に與えていただけないでしょうか、その点につきまして一点総理大臣のお考えを御披露願いたいと思ひます。

○青田國務大臣 開拓費の問題につきましては、御承知の通り、開拓の余地の残されておる最も大きな地方は北海道及び東北であります。そのことは政府においてもよく承知をいたしてありますから、開拓費の配付等についてもほぼその基準に従つて予算を計上いたしました。

第二の問題は、地方財政委員会と政府との間に意見の相違のあることは望ましくない、従つて意見が合致して後に案を出したらどうかというお話だつたと思ひます。むろん松浦君のお説のように、政府及び地方財政委員会が一致の見解に達した案を国会に提出して、その審議を求めるといふことがわれわれの最も念願とするところで、できるならばさういふたいたいと不幸にして今日地方財政委員会の案をそのまゝ政府において了承することが困難な事情で、やむを得ずお手もにあつたとき案になつたのであります。従つて國民の代表機關たる国会がこれをごいひか悪いかということに十

分御検討の上で最後の判断のお下しを願ひ、こういう意味において地方財政委員会は国会と同様の権限を持つておるわけでもなし、また特に政府と対立的な立場にあつて問題を議するといふわけでもない。要するに地方の実情に通じておる専門の人々が、その独自の見解によつて意見を出すという機關にできているのであります。現在のところでは政府がその意見を篤と研究した上で、政府独自の見解によつてある程度これに補正を加えていくという経過であります。従つて今日再びこの案を撤回して、地方財政委員会と再協議を願ふということ、今日の場合非常に困難な事情にあるということに御了承願ひます。

酒、タバコの問題は昨日お答えした通りであります。昨日のこの委員会の一應の私の申し上げた回答以上に特に附け加えることはありません。

○坂口委員 一言意見を申し上げます。

新しい憲法になりました。一番大きな改革の一つは、地方自治というのについてであります。地方分権といふことが、従来の日本の國の建前からいまして、最も顯著なことであると考へるのであります。従ひまして新しい日本の國民としては、この地方の自主化あるいは民主化といふことにつきまして、非常なる期待をもつておるわけでありまして。しかるに今同地方制度の方は着々整備いたしました。その裏づけとなつて地方財政という方面については非常に不十分である。これは昨日からお示しになりました通り、お示しはなくても日本の経済の現状からいましてある程度致し方ない。憲法

と申しまして、一面からいへば、政治的にいへばこれは國民の生活の理想であります。必ずしもその通りにただちに現実の政治となり、政策になつて現われるといふことは困難であることは承知いたしております。しかしながら先般來この地方自治という方面のいろいろの問題につきまして、いかにも現政府に誠意が足りないといふふうな印象を一般に與えておる。全國都道府県知事、市長、町村長等においては、それ／＼大会等を開き、政府にも陳情しておる。それにお答えがあつたにかかわらず、なお運動を続けておるといふ情勢であります。また先ほど問題に出しました地方財政委員会のごときも、この機構そのものにも検討すべきものがあると思ひますが、特にそのため必要として入れた委員の大部分の人が、責任を持てないといふようなことで、やめてしまふといふようなことになつております。いかにも地方全体から、また出先官廳廢止の問題につきましても非常な不満がある。もちろんお示しの通り、すべての方面に今ただちにきれいに解決して、ここにはつきりと新憲法によつて示されておる地方自治といふものがその通りいくことは、これは望むことがむずかしい。しかしながら少くとも漸を遂うていくにしましても、私は國民に対して、特に地方團體のものに対して希望をもたせるといふことが、最も必要であると思ひるのであります。私の最もおそれることは、具体的問題は他の方面で検討いたしますが、総理大臣がこの地方自治に対して誠意をもつて、そうしてこの理想に向つて十分に努力しておられるということ、その氣持をもう少し

しはつきり御開明が願へれば結構だと考へるのであります。なおこの地方財政委員会の機構は最近できたのであります。これに對し今回の実情に鑑みられまして、何らかこれに改正を加えるといふような御意思があるかないか、併せてお伺ひしたいと思ひます。

○青田國務大臣 坂口君の御意見は十分根據のあるお考えであると思ひます。申すまでもなく明治以來自治制度の發達は、中央政府がまずできて、それから明治二十年代に至り全國に初めて地方自治制度といふものが布かれ、しかもいくばくもなく軍閥、ファシズム政治の影響を受けて、日華事變以後はほとんど名実ともに地方自治の運用は認められなかつた。たゞ形のみになつて終戦時に至つたといふのが過去の歴史であります。従つて民主主義政治の運用とはいふ言ひながら、イギリス、アメリカのごとく健全な地方自治の上に積み重ねられた民主主義政治の運用ではなかつた。今回の憲法改正によつて、初めてやや諸外國に比肩すべき地方自治制度がわが國に布かれることになつた。時あたかも敗戦のあとを受けて、中央、地方の財政が非常な混亂の狀態に陥つて、今日はその過渡期に臨んでおる。従つて経済生活の上から見ても、財政の見地から見ても、英米のごとく健全な地方財政、それを基礎としたる中央財政ができ上つておる國とは全然趣きを異にする。このことは坂口君もすでに御承知のことではあります。そういう立場から見て、わが國においてはこの際一層強く國民全般にわたつて、自治制度運用の根本精神をよく理解せしむる必要があり、またそ

の理解の上に立つて、初めて自治制度は円満に、かつ効果的に運用せられるものとわれ／＼も感じておるのであります。そういう点においては、今後官民をあげて努力すべき余地は非常に多い。私自身多少諸外國の自治制度の運用についても、目近く見てまいつた一人であります。さうな自分の体験から見ても、今日までのわが國の自治制度が、いかにも形ばかりに流れて、実質を伴わない自治制度であつたかということを痛感しておるのであります。その円満なる自治の發達を希望する念において、決して人後に落ちないということとは、深くみずから信じておるところであります。地方財政委員會の機構及び権限については創立後日なお浅き事情はあるにいたしても、今後さらにこの問題を再検討して必要な改革を行ふべき事情があるかに考えております。まだ今日までのところ具體的の案は十分に立つておりませんが、今日地方財政委員會の有力なる委員が辭表を申し出た等の事情を考へてみて、そこに何らかの新しい問題が提起されたかに感じられるのでありますから、十分研究をいたしまして、速急に何らかの具體的提案をいたしたいと考えております。

○松野委員 昨日一つ、二つ御答弁が漏れておりましたので補足してお願ひしたいと思ひます。第一点が地方財政委員會をたゞいまだ改革されるかという点をまずお聴きたい。何らかの疑問が將來の課題として残されておるといふ言葉であります。地方財政委員會を強くされるのか、あるいはかのごとく三人もやめてしまふやうな不都合があるから、今度もつと政府

の方を強くするのか、あなたはどちらになされるかという点をまず一点お伺ひしたい。

○芦田國務大臣 第一の点につきましては、先ほどお答えした通りであります。

○松野委員 それでは第一点ほどちらに改革されるかという点をひとつ。

○芦田國務大臣 たゞいま研究中でありますから、確定次第お答えいたします。

○松野委員 なお地方財政委員會の制度の運用においてとやかく御質問申すまでもありませんが、少くとも地方財政委員會は要らないものじやないかと私は今度の法案を見ると感ずるのであります。殊に地方財政委員會は機能を停止しておきながら、なおかつ平然としてこの財政法案及び地方税制法案を出しになるのでありますから、要らないように感じられるのであります。

○芦田國務大臣 地方財政委員會はぜひ存続せしめる必要があると思ひます。機能を停止しておるといふのも、これは見解の相違でありまして、現に三人の委員が辭表を出してあります。そのうちの二人は辭表を撤回してあります。一人はあるいは至急に後任をきめなければならぬと思ひますが、しかしどのみち財政委員會は引續きその機能を發揮することに各委員とも深く決意をいたしておる次第であります。

○松野委員 なるほどそれでは二人だけの飾りものの財政委員會をおつくりになつたやうであります。それならば財政委員會においてこの立案をなされないので、せつかくできたものを使ひもしないで二人を補充したというならば、いわゆる飾りものであります。よし、この運用の面においてなぜお使ひにならないのか。

○芦田國務大臣 ちよつと質問の御趣意がわかりませんからもう一度おつしやつていただきたい。

○松野委員 それでは地方財政委員會ができたならば、地方財政委員會を十分活用されて、地方税法及び地方財政法をお出しなさいということでありませう。

○芦田國務大臣 今日まで十分活用してまいりました。

○松野委員 活用はされたかもしれないが、意見を聴かない、お前はそこにおつて言うだけ言え、おれは聴かないというやうな方法ではなしに、實際においてその立案及び総理を補佐してという言葉がありますように、総理を補佐する補佐の役目をいたさなければ、いわゆる飾りものでなからうか。これは見解の相違でありまして、この芦田内閣のときはあれでいいのだ、十分活用しているとおつしやればそれまでであります。まあ世間体にはあまり活用しているとはどうしてもとれない。これはあるいは御答弁がもうこれ以上ないと思ひますから第二点に移りましょう。

第二点は地方自治体の確立に力を盡されるならば、殊に税制、財政法においてそのお力をお注ぎにならないのか、これは考へておきなうが、大事なときにそれとまるで反対のものをお出しになる御趣旨はどこにありましようか。

○芦田國務大臣 地方財政委員會の意見は十分聴き、かつこれを研究した結果、なお必要な修正を加えたのであります。

○松野委員 第二点の地方自治体を実際に確立されるならば、今度の大事な税制、財政法でこそ、地方自治体の多額の懸案の解決ができるのではないかとと思ひますが、なぜかのごとき圧迫をなさるか、地方自治体の存立も危ぶまれる予算及び財政法をなぜお組みになつたか。

○芦田國務大臣 地方自治団体を圧迫した予算を組んだとは考へておりません。

○松野委員 ちよつと話が第三点に移りますが、昨日は酒、タバコは大衆課税だから不適当だといふ言葉を拜聴したのであります。なるほど酒、タバコは大衆課税であります。しかし國家財政においては、これを認めておきながら、地方自治体の財政においてはこれを禁止するといふ点はいかなる理由がありましようか。

○芦田國務大臣 大体酒、タバコに対する税は、これで飽和点に達してゐる。従つて今後經濟狀態の變更等に伴つて、給與水準がさらに上り、その他の物價等の變動によつて國民所得に今日以上の増額が認められるという場合には、これはまた別であります。今日ただいまの經濟狀態から言へば、これ以上酒、タバコを値上げすることは不適当だ。こういう意味であります。

○松野委員 農業事業税といふものがこのたび設定されました。小さいことを総理大臣に申し上げても、総理大臣は予算のことにはあまりお詳しくないやうでありますから、小さいこと

は申しません。それで事業税といふものが、農業、水産業及び自由業を対象として設置されましたが、これがいか

に農業者を圧迫し、水産業者及び自由業者を圧迫するかという点を考えますと、私たちはタバコ、酒以上に困窮な

者を入れますれば、おそらく全國民の六割に達するであります。酒、タバコをのむ者は女子を減らしますれば半分はおりますまい。そうすれば私は大衆課税の眞意からすれば、農業事業税の方が大衆を圧迫する税である直接税的なものであるから、私はかくのごときものを設置されて、半面において今のような言葉ははなはだ不可解に思ひますが、この趣旨において農業事業税及び水産業を入れた事業税はよろしいという御見解はどの点で御判断になりましたでしょうか。

○芦田國務大臣 たゞいま質問者のお話の通り、私は財政經濟のこととは案外わかりませんから、よく知つてゐる事務當局から御返事をいたします。

○松野委員 私は何もあなたにわからないことを特に御答弁願つてゐるのではないのであります。なぜかと申しますれば、私が事務當局あるいは野澤所管大臣とお話をするときには、私の意見の方が強く支持されてゐる点が多々ありながら、最後において総理大臣の命令において、あるいは総理大臣の束縛において、あるいは野澤大臣の御答弁がでない点があつた。だから私は大きな相違点を申し上げておるのであつて、数字的な小さい点ではありません。あなたは酒、タバコは大衆課税だから反対したと言われた。ちよつとその反対が農業

は申しません。それで事業税といふものが、農業、水産業及び自由業を対象として設置されましたが、これがいかに農業者を圧迫し、水産業者及び自由業者を圧迫するかという点を考えますと、私たちはタバコ、酒以上に困窮な者を入れますれば、おそらく全國民の六割に達するであります。酒、タバコをのむ者は女子を減らしますれば半分はおりますまい。そうすれば私は大衆課税の眞意からすれば、農業事業税の方が大衆を圧迫する税である直接税的なものであるから、私はかくのごときものを設置されて、半面において今のような言葉ははなはだ不可解に思ひますが、この趣旨において農業事業税及び水産業を入れた事業税はよろしいという御見解はどの点で御判断になりましたでしょうか。

事業税の創設ということでありまうから、こちらがやめたらこちらがいという点が当然あるべきだ。殊に御提案者である總理大臣の御意見を伺いたい。

○芦田國務大臣 この問題は閣議でいろいろ論議をしたのでありまして、私としてはこの問題に関する所管大臣の意見を適當と認めてこの案にまゐめたのであります。

○松野委員 もう一点でございますが、地方財政委員会これは地方町村長あるいは市長及び府縣知事代表で構成しております。この三人の者がどうしても承認しかねる、これはすなわち全國町村長会、市長会及び府縣知事会で承認した十分な議論のあることをあなたに容れないためにやられたのでありますから、少くともこの案を強行される以上、全國の町村長、市長、府縣知事の反対を押し切られ、片方においてこの法案に關しては明らかにあなたに對して不信の念を懷いております。こういう案をなぜお聞き入れにならずに、一國務大臣の言葉を聞き入れになつたか、はなはだ民主主義と相反しております。なるほど芦田内閣創立以來、あるいは前閣總理としてもあなたは強い政治力をもっておりますが、現在には國民に負担のかかるべき問題は、國民の声を聴くのが民主主義の新しい内閣だと存するのであります。声も聴かずに強行される眞意はどこにあるか、どうしても市町村長、府縣知事の声を聴かないという強い信念はどこにあるかということをお聞きしきれないのであります。

○芦田國務大臣 私は國民を代表するのは國會以外にはないと考えております。

す。地方財政委員会が國民を代表しておるとは考えていないのであります。この点を見解の相違であります。

○松野委員 なるほどな、御りつばなことでありまして。私もそう承知しますが、少くとも地方財政というものを担当するには、代議士以上にもつと必要な人間があればこそ、地方財政法をおつくりになつたのでありまして。それでなければ地方財政委員会は最初から必要ございません。代議士もつて地方財政委員会をおつくりになつた方が、あなたの御答弁に合うように存じます。そうすると地方財政委員会を改組する場合には、國民の代表である議員をもつて地方財政委員会をおつくりになる、こういうふうにご感じられますが、それで承知してよろしうございませうか。

○芦田國務大臣 國民を代表して地方財政を検討するものは國會でありまして。地方財政委員会は地方財政に關する學識経験ある人を集めてつくられております。それは國民代表という意味と、また學識経験ある者の専門家的な素質をおもひにた會議というものと違ふ点であります。これはよく御承知の通りであります。

○松野委員 これは私が聴き違ひがあるかもしれないのでお尋ねしますが、地方財政委員会はどのようなメンバーをもつて構成されておりますか。

○芦田國務大臣 それは官制をごらんになればすぐわかることでありまして、總理大臣が一々官制を讀み上げる必要はないと思つたのであります。

○松野委員 それで大分わかりました。そうすると學識経験者という考えが私と少し違ふ。町村長代表一名、あ

るいは市長代表一名、または府縣知事代表一名、こういう者のほかに國務大臣及び國會議員をもつて構成されておると私は記憶するのであります。學識経験者とおつしやるが學識経験者がいつておるうちに感じられませんが、首相の言われる學識経験者とは、どのような者をお指しになりますか。

○芦田國務大臣 衆議院議員一名、参議院議員一名はいつておるといふのは、衆議院の代表、参議院の代表といふ意味ではありません。衆議院議員の中から學識経験ある人を選んだのであります。知事を選んだといふことは都道府縣知事の法律上に基く代表権をもつて出ておるものではない。その他皆そうであります。あなたのおつしやる意味が私はちよつとわかりかねます。

○松野委員 その意味の學識経験者とは私は大いに違つておりました。なるほど學識経験ある市長、學識経験ある知事、學識経験ある町村長といふと非常に狭義な意味に解するのであります。私はそれはそうではない。地方財政委員会といふものは直接地方財政を担当する知事の中から一名、市長の中から一名、町村長の中から一名、こういうふうに廣義に、いわゆる市長の代表、町村長の代表、知事の代表、そういう意味だと私は解するのであります。特に知事の者が學識経験の者でなければならぬといふことは、法規においてはお説かないのであります。その意味において、私は少くとも地方財政を掌る者の各層の代表者という意味で申したのであります。その点においては見解の相違であります。また法文を讀みまして學識経験ある市町村長から一名といふことは讀みとれなかつたので

あります。總理大臣は學識経験者でなければ地方財政の中には入れないといふ御見解であります。その点において大きく議論が違ひますからあらためてまた申し上げます。私は首相の言われる市長及び町村長、知事等がかくのごとき大きな意見を持ち、自分の生命をかけ、自分の職務をかけ、どうして地方財政を確立しなければいけないといふ個個の決心において全部辭任して民主政治の國會においてこれを重要視しなければならぬと存じます。學識経験ある代議士、國務大臣をお選びかかれませんが、やはり民衆の声を聴かなければいけないという点において、どうしても私は地方財政委員会の機能までも停止して、かくのごとく地方財政を困難に陥れたといふほんとうの腹が未だにかみかみしますが、私にわかるような御回答が願ひますればもう一度お伺ひしたい。

○芦田國務大臣 今までお答え申し上げた以外に何も附け加えて申すことはありません。

○笠原委員 私も總理大臣に質問したいと思ひましたが、歸られましたので、野溝國務大臣に一点だけお伺ひしたいと思ひます。それは地方配付税の問題でございますが、地方配付税の配付金は第一種から第五種まであるようでございます。このうち第三種、第四種は地方の都道府縣の財政の需要を標準として配付するところの配付税でございます。御承知の通り野溝國務相は長野縣でございまして、私も同様に北陸に位しておるわけで、よく事情はわかつておるのであります。御承知の通り北陸、東北、北海道とい

うのは非常に雪害、冷害というやうなものが多くありまして、地方財政のいへる／＼な支出の面におきまして、雪害手当とかいふやうなものが出たり、また土木事業にいたしましても橋梁や道路の破壊といふものは非常に激しいのであります。それでこれに對しまして財政需要の面から温かい地方とはよく違ひが違ふと思つたのであります。政府においても一部やはりその事情を認めて、ここに三項をわけて多少加減しておりますが、私はこの程度ではまづたたくすめの涙で、役に立たないと思つたのであります。この点に對しまして國務大臣はどういうふうにお考えでありますか、御答弁願ひたいと思つたのであります。

○野溝國務大臣 ただいま笠原委員より御質問のありました配付税に關する内容の問題でございますが、御指摘になりました通り、東北、北海道につきましては生活上あるいは生産上諸種の点から勘案いたしまして、今回の配付税の率の点を考えた次第でございます。北陸道においては大体一、二、三、東北、北陸につきましては、二、三という点を考へてきたのでございますが、どうもこれだけでは均衡がとれないじやないかという御意見でございます。が、しかしこの率をばき出すにも、たとえば入場税を今度は地方に委譲することになりましたが、その際縣と町村との関係、並びにその町村におきましても劇場あるいはその他の施設のある場所と、ない場所とがあるといふことについての不公平の問題、その他學校、六三制の學級数の問題等、あるいはその人口等／＼の關係を総合的に検討いたしまして、この程度ならば

不公平はあるまいという数字が一應出ましたので、以上のようにきめた次第でございます。御指摘にありましたように、東北並びに北海道の特殊性の点につきましては十分に承知しておりますので、さらに誤りのないよう再検討をしてみたいと思っております。

○監査委員 ただいまの答弁で大方わかつてまいりましたが、私は実際この財政の特殊事情を踏うには足りないと考えたのでありますが、その点につきまして、もちろんこれは財政は今窮迫しておりますから、今年ただちにこの点をもつと増額していかねければならぬのじやないかと考えますが、その点につきましては國務大臣の御意見をひとつ伺いたいと思っております。

○野澤國務大臣 監査委員の御指摘まことにごもつともだと思つてます。なおさらに一應予算が完全に決定になつた上で、種々勘案してみたいと思つております。

○大澤委員 大蔵大臣に伺いたいと思つておつたのですが、おいでになりませんから、野澤國務大臣にお伺いいたします。

わが國の租税に対する基本方針について所見を伺いたいのではありませんが、私は租税の基本観念は、直接税中心主義でいくことが最も妥當であり、かつ適切であると考えております。それは國民の租税力に應じて負担の公平を期し、併せて物の生産意欲を阻害することのないようにできるからであります。元來租税は所得税一本にしてもあえて誤りでないと思つておるものであります。一昨日の委員会におきまして酒、タバコ税の地方譲渡の強い要望があつたのでありますが、地方財政の窮乏せる現状から考えまして、最も當然のことであると思つておるものであります。そのとき松野委員の質問に對しまして大蔵政務次官は、國家財政の窮乏せる折衝、酒、タバコ税の地方譲渡はできない。かように答弁があつたのであります。そこで地方財政確立のために酒、タバコ税が譲渡できないというところになるならば、その代り財源として所得税の附加税を創設して地方に與えることが地方自治、地方財源の確立をはかる意味になりますし、これによりまして、地方財政の確立は期し得られるものと考えるのであります。なお國務大臣のお考えを伺いたい。

○野澤國務大臣 大澤委員にお答えいたします。租税の基本的な考えはどうか。なお地方財政の裏づけとして、酒、タバコ税の譲渡が妥當だと思つたのかからず、大蔵當局は見解を異にしていて、この点に對する考え方はどうかという御意見だと思つてます。ただいま大澤委員の御指摘になりました通り、租税に對する基本観念につきましては、私一個としても意見を持つておるものであります。從來の税の体系論というものに對しては、私は相当考えなければならぬ点があるかと思つておるものであります。それはどういふ点で考えなければならぬかという点、今日までの税制体系といふものは、大體新憲法下の制度のもとにおける感覚をはずしておると思つてます。たとえば予算編成にあたりまして、新憲法前におきましては、各省の予算の査定をいたしまして、その上に政府予算が編成されたのであります。

望があつたのでありますが、地方財政の窮乏せる現状から考えまして、最も當然のことであると思つておるものであります。そのとき松野委員の質問に對しまして大蔵政務次官は、國家財政の窮乏せる折衝、酒、タバコ税の地方譲渡はできない。かように答弁があつたのであります。そこで地方財政確立のために酒、タバコ税が譲渡できないというところになるならば、その代り財源として所得税の附加税を創設して地方に與えることが地方自治、地方財源の確立をはかる意味になりますし、これによりまして、地方財政の確立は期し得られるものと考えるのであります。なお國務大臣のお考えを伺いたい。

ますが、この点は先般來各委員においても相當論議されておるのでございまして、窮極するところ、私はただいま大澤委員の御指摘になりましたところまで、問題が進展をしなければ、政府間における論議の結論が得られぬのではないかとさへ感じております。なぜならば、今申したような次第でございまして、特に新憲法のもとにおきまして新たな自治法が生れ、形の上で自治体ができたのであります。この形の自治体を完成せしめるには、やはり財政の裏づけがなければならぬのであります。しかるに現段階における財政、税制の制度は、依然として中央集權的な經濟方針であることについて、私は間違いないと思つております。かような点につきましては非常に私どもも遺憾とするのでございまして、この点は後日の問題として相當検討をし、結論を得なければならぬと思つておるのであります。現に直面して大きな問題として悩んでおるのには、地方の自治体がただいま申しましたように、一應法的な確立をしたにかかわらず、一つも財政上の保障、自主制が確保されておらないのであります。これは全部確保されておらぬというわけではあります。まだ全部の確保ができておらぬのであります。かような点に非常な遺憾の点があるのでございまして、私は税が直接税を本位にするという意見については同感でございまして、單に私は直接税を本位にするというだけでなくて、現在のような日本の經濟的な危機相をもつておる時代におきましては、さらに社會政策的な見地をも、その税の中に繰り込んだる基

という感覚を持つておるものでございします。なおそれは私一個の私案でございします。構想でございしますが、当面の問題といたしましては、所得税一本であるとか、あるいは直接税を集約し、整理して一つにするという御意見については賛成でございしますが、現在の状態のもとにおいては、所得税につきましては飽和点に達しておるやに見受けられますので、この点は相當困難があるのではないと思つてます。もつと基本的な一應検討してみなければならぬ、かように考えております。

主張されるのみでありまして、これは必ずしも國家でとらなければならぬという税法ではないのであります。調整ができるならば、私もよいと思つては、かようなものは地方に委譲してもらいたいという意見をもつて主張してまいつたのでございしますが、遺憾ながらかような主張が通ることができませんでしたので、私は一應現在の經濟情勢のもとにおきましては、今回のお手もとにあげました税法によつて、一應の危機を切抜けるという当面措置の法案として、これを提出した次第でございします。

○大澤委員 野澤國務大臣の御答弁によりまして、結局所得税法一本、いわゆる直接税中心でいくことが最も望ましいことである。しかし所得税も現在飽和点に達しておるがために、所得税に對する地方税の附加税を創立することはできないという御答弁を承つたのであります。私は他のいふわけのことでは提案されたところの地方税法案の事業税あるいは特別事業税あるいは木材取引税あるいは釀酒税、その他の地方税に對して、野澤國務大臣の御意見を伺いたしたのでございします。特に特別事業税は最も悪税と言ふべきであると思つておるものであります。なぜならば医師、産婆に課税していくことになりまして、結局不遇なるいわゆる老若者か、あるいは妊産婦に課税をする結果になるのであります。むしろこれは國家が厚生施策を施してこれが社會的救済をなすべきものである。かように考えられますので、これらの者に對して、税の轉嫁をもつて報いるということをもつていたすならば、まことにゆゆしき社會問題である。かよ

それが酒、タバコ税を、地方に委譲することは、大蔵當局は國家財政の見地から不可能だ、こう言われまが、大蔵當局がどういふことを申したか、私そのときは聞いておらんのだのでございしますが、とにかく國家財政の窮迫、これは事實でございします。しかし國家財政が窮迫であるから、地方財政はどうあつてもいいというが、ごときは一方のことであり、大蔵當局のそれが申されたか知りませんが、これははなはだ私は一知半解の説である、かように思つております。特に新憲法下における時代感覚のない御意見だと思つております。私どもは國家の財政、地方の財政ともに調整をとりまして、それなければならぬ、かように思つておるのであります。酒、タバコのごときも國家財政の見地から主張ができません。酒、タバコの見地から主張ができません。酒、タバコが國家の財政でなくてはならぬという決定的な論拠はありません。ただ事實品であるからというやうな意味において

うに考えられるのであります。これもいわゆる担税力のある納税義務者に負担をせしめる、これに対する所得税の附加税を創設することは、社会政策的の見地から見ても、あるいは國政を運用する面から見ても、望ましいことであると考えられるのであります。

なお事業税のごときも農産物の増産の叫ばれておる現在におきまして、農産物生産を阻害する悪税と考えられるものであります。なお鉱産税のごときも、わが國においては地下資源の欠乏しておる折柄、地下資源の生産を阻害するがごとき悪税の存することは、わが國經濟再建の痛となつておるわけなうと考へられますので、これに對して何とか直接税によります所得税の附加税をもつて地方財政の確立をはかる、かように野澤國務大臣は考へ直していただくように、この際強くお伺いすると同時に、要望するものであります。

○野澤國務大臣 大澤委員の御指摘になりました通り、私は理論といたしましては先ほど大澤委員の申されましたように、直接税でやつていきたいと思つておりますし、なお税種なども簡易化して、整理しているのが安当と考へております。しかし現在の状態のもとにおきましては、ないしは現在の制度のもとにおきましては、それができない事情にありますが、やむを得ずこの途をとつたというように御了承をお願いしたいと思います。

なおただいま地方財政中特別業務税に對しての御意見がありました、國といひましては際限があり、かつまた地方自治体の自主性が確保されるよ

うな状態にあるならば、何も好んで諸種の税金をとらうという考へはないのでございます。しかしいかんせん、中央から委譲するものは入場税だけでございまして、その他のものにつきましては分與という制度のもとに出されておるといふ次第でございまして、實際においては地方に弾力がないので、いたし方なく、まず地方において獨立の税を設ける、あるいは税率を改廃するとか、あるいは率を引上げるとかいうことで、一應そこを間に合せていくというよりしかたがないので、かような税をかけることにしたのでございます。

そこで特にこの業務税でございまして、業務税につきましては區署の方に特別應召義務と言ひましようか、そういうのが法律で今度制定されました、たとえば思家の要求に對して拒絶することができないことになりまして、相當配分を加えられることになつたのであるから、これに對しては特殊扱いをしらうという御意見も相當あつたのでございまして、特に一應初期におきましては、事業税という中に、原始産業並びに自由業としてこれを入れたのでございまして、以上のような御趣旨もありましたので、特別業務税として、税率の点なども百分の十を初期において、これは構想いたしたのであります。これを百分の七としてその点は処置をとつた次第でございまして、なお鉱産税についていへば、御意見が述べられましたけれども、鉱産税については、これは府縣においては新たに今度、は獨立税として設けることになつたのです、これも鉱物の採掘であるとか、あるいは採取をするという、その物に

對する價格に對して、これをかけるのでございますから、もしその鉱物なり採掘がない場合は、これをかけるわけにはいかぬのでございまして、かような点について幾分の税は、これを了承してもらなければならぬというわけ、課税することになつたのでございます。

○大澤委員 ただいま野澤國務大臣の御答弁によりますれば、まだ農業事業税の御答弁はないのでありますが、いづれにいたしましても、直接税中心主義がよいということは繰返して申されておりますが、所得税に對して附加税をかけるという地方税制度がよいというよりなことも申されております。とにかくそれがいろいろな事情でございまいと、いふようなお話であります、要するにいかなる角度から考へまして、所得税ならば、ある者から税を徴収するといふことになるのでありまして、ない者に課税するのは所得税とは申さないものでありまして、所得のある者からその負担をさせるといふような、税といたすならば最も理想的な税であると考えられますので、これに對して地方税の附加税を創設して、他のいわゆるまぎらわしい農業事業税あるいは鉱産税、あるいは先ほど申し上げました病弱者その他まつたくの病人等に課税して、困窮者を苦しめるような租税制度は改善することが一般社會の常識から考へてみても當然であるといふことは御答弁の通りであります、

この際總理大臣もおいでになりますから、この点を何とか地方税制の改正に對しては、所得税附加税を創設するといふ点に改める御意思が、野澤國務大臣にあるようにも見受けられますので、總理大臣がこれに對しても御意見を述べただければ、野澤國務大臣の御意見と併せて伺いたいののであります。

○野澤國務大臣 農業方面の事業税の話がなかつたと申されますが、これは各委員会においても申述べ、かつまた予算委員会においても詳細に申述べたのであります、せつかくの大澤委員からのお話でございまして、この際簡単に答へすることにいたしたいと思ひます。農業方面につきましては、事業税をとることは悪税である。こゝういふお説でございしますが、あらゆる各方面から關係の税をとることに對しましては、賛成という人は一人もありません。遺憾ながら全部が反對でございまして、そこで反對のものをなぜ出すかという問題になるのでございしますが、それではどんないい税があるかといふことになりまして、今の制度のもとにおきましては、なか／＼その財源を得るのに容易でないであります。そこで政府としては一日も早く税制、財政の根本的改革をやるために、税制、財政の審議會というものを設けているのであります、これが一日も早く審議會の檢討の結果、結論を得て、この複雑な時代に処する財政、税制の根本的の方針を確立しなければならぬと思つてゐるのであります。しかし現在の制度並びに事情から申しますと、御指摘になりましたやうなことを言われまして、も、どれもこれもが反對なので、これは日本の置かれておる現実の姿といふものが、これをどうすることもできないといふふうに御了解願いたいと思ひます。しかしそれは申しまして、最

も妥当性のあるものと、最も妥当性のないものとの、その範圍内において、善処することは政府としては當然のこととあります。よつてこのやうな意味において、私が先ほど申し上げました通り、この課税する對象の中に社會政策的な構想を織込んでいけば、現段階における課税の問題に對しても、一應御理解が得るのではないかと、かゝうに考へまして、御指摘になりました農業事業税につきましても、特に彈力のあるところの、あるいは商業性の農業生産をやつておるやうな、たとえばわさびをやつておるとかいうやうな、比較的商業的經濟性をもつたものに對しましては、一應これは課税をするといふことにいたしました、主税、特に日本の再建復興の基礎となるべき食糧問題、この食糧の解決こそ絶対の至上課題と考へまして、主税を扱つてゐる者に對してのみ特にこの課税を省くといふことにしたのでございまして、こゝういふやうな点は外資導入の關係もすでに御了承の通りでございまして、何といひましても食糧が外資導入のおもな面になつてゐるという点も御了承願ひたいと思ひます。

○大澤委員 總理大臣はまだおいでになつたばかりで、先ほどの私の質問を聞いておられなかつたやうであります、ただいま野澤國務大臣の答弁によりまして、總理大臣も同じ御意見であると承りましたと思ひます。

次に、これは總理大臣にお伺ひしたいのであります、燈台の不法射撃並びに領域確保に關する問題であります。北海道根室附近に發生しました事件であります、根室沖の燈台が所屬不明の相手方より數回にわたり不法

射撃を受けまして、燈台を守ることが困難になりまして、遂に燈台の燈火を消したという事実があるものであります。燈台の燈火を消したときには、それが幾としてわが國の領土ではなくなるのだというように海上保安廳の長官から伺つたのであります。領域の確保の上から、あるいは治安の上から、あるいは燈台の維持という面からいたしまして、きわめて重大な問題であると考えますので、お伺いしたいと思つてあります。すなわち北海道根室半島のノースアップ岬と水晶島の中間に貝殻島という燈台がありまして、水晶島はすでにお話によりまして、ソヴィエト軍が駐屯しておるといふ話を承つたのであります。貝殻島燈台は、わが國におきまして、燈台の令長初め四人の官吏がここに渡つておるものであります。三月以來所属不明の相手方よりこの燈台に向つて数回にわたつて不法射撃を加へられた。それがために任務が履行できなくなつたという報告をこの燈台長が申してまいつたのであります。しかもこの附近は非常にわが國の領土でありまして、根室半島から土地の住民が出漁いたしまして、わかめの採收をいたしまして、生業を営んでおります。この土地の住民は、そのためにただちに生活不安を受けまして、その点まことに重大な問題化しつゝある現状であります。これは單なる獵鯊事件や治安問題というのに限られるものでなくて、一國の存立にも重大なる影響を及ぼすものであると考へますので、お伺いいたした次第であります。その点について外務大臣である總理大臣の御意見を伺います。

○坂東委員長 ちよつとお話いたしました

ます。ただいま大澤君の御質問中のある部分で、あるいは速記を抹消する部分があるかもしれませんが、その点委員長にお任せ願いますか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○坂東委員長 ではさようにいたします。青田外務大臣。

○青田外務大臣 大澤君のただいま御質問になりました燈台の事件は目下詳細の事実を取調べております。それそれ關係方面とも連絡をとつておりますが、まだ詳細にこれらの事実を報告するに至つておりません。事実が明白になり次第速やかに御報告いたしたいと思ひます。

○菊池（重）委員 總理大臣にお伺いたしたいのですが、最近私どもの机の上の毎日のように全國の各町村長からはがきが届いております。その書面にありますと六・三制による出費を全額國庫負担として、即時断行してもらいたい。こういう意見であります。私も代議士として國民の選挙によりまして出て来ておる關係上、この点をぜひ聞いておかなければならないと考へますので、質問するわけであります。

現在の地方自治体の出費というものは非常に嵩んでおりまして、六・三制は申すに及ばず、地方警察あるいは水害予防、災害復旧というものは点で非常に出費が煩えておるのであります。このまゝいけば、町村の財政は破滅に陥るよりはかかないのであります。こういう立場から、町村長の声として六・三制による出費を全部國庫負担にしてもらいたいという意見であると考へられるのであります。現在政府の補給金においては、今年の六・三制の遂行はとうてい完全にでき得ないと思つて

のであります。この点につきまして總理大臣はいかに考へてあるか、その点ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○青田外務大臣 六・三制の完全な実施によつてこうむるべき地方財政の負担が非常に重いということは、ただいま御指摘の通りであります。政府においてもその事情はよく了解しておるものであります。六・三制の中で、殊に学校建築の補助費の金額が本年度の予算の程度にしか計上できなかったという

ことには二つの理由がある。一つは建築に必要とする資材の制限であり、もう一つは地方財政の援助のためにこれ以上多額の予算を計上することは、すでに担税能力の限界に達してゐる今日、経済事情において、はたしてこれ以上租税の負担ができるか、担税能力を超えたる租税の賦課は、必然的に急速にインフレーションをひき起すという見地から、現在の予算に計上した六・三制の費用を國會に提出したわけでありまして、地方の財政の窮乏しておることはよくわかりますけれども、國家の財政もまたこれに劣らず窮乏しておる現状において、まずこの程度の学校建築を行つて教室の足りない部分は一時期二部教授を行ふ。大体地方から要求しております教室の数の七割が八割程度はこの経費をもつて補助ができるのであります。あとの足りないところは二部教授その他の方法によつて

しばらく苦しいところを忍んでいくよりはかに途があるまい。かような考えで六・三制の予算を編成したわけであります。

○菊池（重）委員 委員長……

○坂東委員長 本會議で總理大臣の出席を待つておりますから、簡潔にお願ひいたします。

○菊池（重）委員 そうしますと現在の状態では、先ほどもほかの同僚からも質問がありまして、公債を募集することなどもなか／＼困難である。なおその上に物價がますます騰貴いたしますと、現在の予算ではとうてい予定通りの工事を進行させることはできないと考へられるのであります。そうすると總理大臣の考へていたしましては、それはやむを得ない、従つて現在の六・三制はまずできるだけやればよろしい。こういう御意見であるかどうか、その点お尋ねいたします。

○青田外務大臣 大体できる見込であります。地方から要求しております増築教室の入割近くがこの補助費に該当するから、足りない教室は一時期二部教授で賄つていくという考へ方であります。

○菊池（重）委員 次に野澤國務大臣に質問いたします。先日野澤國務大臣に御質問申し上げた点は、入場税等が地方へ委譲されても、そういう施設のないうところは恩典に浴することができない。これに對してどういう方法を講ずるか質問いたしましたのであります。その折地方配付税によつて調節をするという考へを言われたのであります。第三條に百分の百十を超した分は、これは配付額から減額する。また百分

の九十に満たないものは、その不足額を増額するといふように書いてあるものであります。これによつて見ますと、前年度に比べての比率でありまして、従つて以前から収入のない町村においては、やはりいつまで経つてもその百分の百十、百分の九十の間の差だけの援助しか得られないのであります。従つてこれだけの操作では弱小自治体は完全なる税収入を得ることはできないと思ひますが、このほかにもつと適切な方法があるかどうか、その点をお聴きしたいと思います。

○荻田政府委員 ただいま御指摘になりました條文は、これは地方配付税の總額を計算する場合のごときにして、別に個々の團體にわけますときの基準でなく、警察費の財源を分與税でみるという趣旨でございます。それについては、たとえば二十三條を「それについては、たとへば二十三條を「それについては、たとへば二十三條を「それについては、たとへば二十三條を」

「それについては、たとへば二十三條を」

「それについては、たとへば二十三條を」

して見まして、そのとき分與に使用した指数を一應算出したしまして、それによつて見当をつけたのであります。そこで、ここでは大体警察官一人が人口三百人あたりと見ますと、警察費の半額程度がこれで賄えるという計算になつております。

○松浦(衆)委員 野溝國務相にお尋ねいたします。一つは、警察官に貯金を奨励するようなことを指示されているように聞えるのですが、もしそういうことがありますれば、それはやめていただきたいと思ひます。それは昨日六大都市の警察長の会合がありまして、その節耳にしたのですが、自治体警察費を起債で賄うことにつきまして、その起債はこの間大蔵省當局がお話になつたように、郵便貯金を交換に許すというふうなことがあるので、やはり警察費が起債で賄われることになりまして、警察官にも貯金を奨励するようにやつてまいりたいというふうなことがあるのであります。これは警察官の職務執行の上に非常に影響が大きいことであるとして、こんなことをやつていては、警察の職務は完全に執行できない。警察自体の寄附や、そういうたことにつきましても、非常に問題があるのであります。貯金の奨励など警察官にやるといふようなことになりまして、職務の上からも、また情実ができるという上からも、そこに非常に問題が起きますと思ひますから、それはやつていただかないようにしていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、先ほど總理大臣から、地方財政委員会の委員の方で、三人のうち二人までは幹事を撤回されたというお話がありました。どなたとどなたですか。

○野溝國務大臣 松浦さんにお答えいたします。起債に關して警察官を使うという、ことを聞いているが、はなはだおもしろくないと思ひますがどうかという御質問のように思ひます。実は起債の問題につきましては、先般の委員会においても申し上げました通り、これは政府が責任をもつて起債をするに於ておるのでございまして、その他貯金の奨励はどうするか、あるいはどういふような方法をもつてやるというふうなことに於いては、未だ相談をしておりません。私といたしましては、閣議におきまして、政府が責任をもつて出す、起債をするというところだけを決したのでございまして、特にその責任をもつて起債をする内容については、これから具体的に相談があると思ひます。しかし預金をすれば、どうであるとも、こうすればどうであるとかいふようなことに對しましては、それは別個の問題でございまして、起債とは別個に考え、協力できるような点がありましたならば、協力していきたい、私としてはかように思つておりまして、條件ではないことを御了解願ひたいと思ひます。なおたゞいま警察官が貯金運動に参加するといふお話でございまして、それも未だ聞いておりません。特に御指摘になりました通り、警察官が治安の維持並びに積極行政をしていかなければならぬときにあたりまして、さういふことをやるということについては、おもしろくないと思ひますので、もし具体的に話のあつた場合は、御期待に副うように努力したいと思ひます。

なお地方財政委員の中で三人やめた。先ほど總理が二人は留任したと言

われたが、たれとたれかという御質疑のように思ひます。市長の神戸君の後任としては岐阜の東市長が後任となることになりまして、これはさきより決定したと思ひます。それから本日町村長会長の生田和平君が留任することに申し出てきました。

○松野委員 この地方財政は、近々傳えられます物價改訂を見越して編成されたものでありましようか。

○野溝國務大臣 さうであります。

○松野委員 その物價改訂の標準について、人件費の標準はいくらを標準とされましたか、またたゞいま予算を審議されております通信、交通費の値上の予定は、どの程度の見込みの上に編成されたものでありますか。

○野溝國務大臣 これは御承知のごとく、大体は中央の資金ベースとものに合わせたいと思ひますが、自治体といつても生活力が中央と同じような場所もありましようし、あるいは非常な生活環境が容易であるといふ場所もありましようので、全部を科学的に立ててやるというところはできません。大体中央の資金ベースなら資金ベースの線に沿つて、弾力ある立て方をやつておるのでございまして、もちろん通信とか何とかは、こまかく科学的にしなければならぬのでございまして、さういふ程度で調整ができると、かように思つております。

○松野委員 それから府縣の職員及び警察費の計上がしてあります。これは最も大きな部分だと存じますが、これをどの程度のレベルにされましたか。また交通費は、どういふ程度の値上りを見越しての歳出予算でありますか、その点お伺ひいたします。

○野溝國務大臣 こまかいことは事務局當局よりお答えいたさせます。

○萩田政府委員 人件費につきましては、昨年末の定員を抑えて、その三千七百円ベースにおける所要経費といふことであります。それから物件費につきましては、従来の物價指数による額に對しまして、今回大体物價指數の方で考へております物價水準の切替後の値上り額を、それ／＼倍率によつて見こんで計算してあります。それから歳入の方におきまして、やはり課率の上りしましたものは新しい課率で計算し、その基礎になりますいわゆる課税標準につきましては同様の指數をもつて、たとえば電気料金なら電気料金が今度上ります三倍という額をかけた、それによつて出したのであります。

○松野委員 物價改訂もまだ決定されたと聞かされておられますし、將來においてもたび／＼変更されるであろうと思ひますが、そのことも予測されたものか、あるいはまたこれを一年間全然予算のおきの予算として立てられたのでありますか。

○野溝國務大臣 大体予算を立てるときには案でありますから、一應目途は立てておかなければならぬのでございまして。

○松野委員 現在のところはまずこの目途でお立てになりましたのは順当だろうと思ひますが、しかし現在の情勢ではいかなる國民もほとんど物價の高騰といふことを予測しておるのであります。今後における物價の値上りに充當すべき財源が、ほとんど見あたらないという点がはなはだ私たちは心配し、危惧をいたすところであります。

が、どうしてもこの点におきましては、もう少し弾力のある財源を組まなければ、地方財政といふものは必ず窒息することは目に見えておる。物價の高騰といふことが予測されるときに、地方財源の逼迫といふことが目に見えておるのであります。この点國務大臣はどういふふうな考へでございまいしょう。

○野溝國務大臣 松野委員の御指摘になりました通りであります。地方はまたたく予算定員でござい／＼いづばいに詰めてやつておる次第でございまして、なお御指摘にありました通り、財源においてもほとんど弾力がないのでございまして、特に直接人民との關係にあるだけに、非常な困難にあるといふことは御指摘になりました通りであります。

○松野委員 結局この案でまいりますと、物價の値上りするたびに府縣民税の引上げ、または事業税率の引上げ、あるいは附加税の引上げ以外には考えられない予算案でありまして、どうしても國務大臣の御意向と、私も相一致するところがあるのであります。また御答弁の中にも、非常にその点心から野溝國務大臣は心配されておるのであります。野溝大臣ももう少し弾力のあるものが欲しいと言はれるときに、まず考えられますのが酒、タバコの消費税だと思ひますが、野溝國務大臣も酒、タバコの消費税には御賛成でありますか。

○野溝國務大臣 酒、タバコの消費税を地方へ委譲することについては、もちろんわれ／＼も賛成をしておるわけですが、現在の財政の收支上

並びに制度の上から見て、一應この程度でやむを得ないだろうということになつたのであります。

○笠原委員 ちよつと野溝國務大臣に一点お伺いしたいのでありますが、地方財政委員会の案を尊重しないで大分叱られておるようでありますが、私は地方財政委員会の案をそのまま全部い

いというようには考えないのであります。特に私は事業税等の点につきましては、地方財政委員会が事業税を設けておるのでありますが、これは地方財政委員会におきまして設けた点ばかりではないのであります。非常に財源というものが少ないのでありますから、やむを得ないと思ひますが、これにつきましては私も反対意見なのでございます。

特に特別業務税というものが出てまいりました。政府はだん／＼かえててこういうことになつたのであります。これにつきましては私は全面的に反対意見を持つておるわけでございます。特に七十一條の二項によりまして、第一種業務と第二種業務とがありまして、その中には医療、歯科医療、助産婦業、その他これらに類する業務となつております。第三項にまいりますと、弁護士を筆頭として、司法書士、公証人となつております。これらの特別業務と称するものは、いくらか他の事業とは違ひまして、公的な性格を持つておるよう

であります。医師にいたしましても、應召の義務がありますし、また弁護士にいたしましても官選弁護の制度がありますから、その意味から特別業務税というものを設けられたのだらうと推察するのであります。弁護士に対する第一種と第二種業務に対する税率が変

つておりますが、この税率をかえまして根拠はどこにあるか、その点をひとつ伺いたい。第一種の方が百分の四、第二種の方は百分の五になつておりますから、その点をひとつ……。

○野溝國務大臣 笠原委員にお答えいたします。笠原委員の御指摘になります通りであります。特別事務税にするまでは確かに幾段階も経てまいりました。初期におきましては事業税の中に入れたのでありますが、また意見がありまして、特別所得税というところにしようと思ひましたが、これにもまた意見がありまして、所得税附加税にしろ、これにもまた意見がありまして、最後に落ちついたのが特別業務税であります。そこで医師、歯科医師、助産婦等よりもいろいろ意見がありましたし、なほ御指摘になりましたように、弁護士、計理士の自由業の方々にいろいろ意見があつたのであります。この自由業の中にもいろいろ御意見がありまして、結局これは特別の業務というようにして、税名を整備することにしようというところになつたのでございます。そこで第一種として医師、歯科医師、助産婦を規定したのでございますが、第二種として弁護士、計理士を規定したのであります。どうしてこれを区別したかということにつきましては、先ほどもちよつとその片鱗をお答へしておいたのであります。が、医師、助産婦、歯科医師の方に

おきましては、今回法的に應召義務を課せられることになりましたので、そこにある意味において個人活動に國家の統制力を及ぼさるやうなところになつておるということで、特に特殊性を持つという点から、弁護士、計理士と同

じ特別業務の中においても、さうな違いがあるという点で、第一種、第二種という区別をしたわけでございます。

○笠原委員 ただいま御答へいただきましたが、まだよくわからないのですが、弁護士や司法書士その他の方も、これは営利的な性質のものじやなしに、報酬規則がきまつておりまして、報酬主義になつております。特に弁護士におきましては、官選弁護制度というものがございまして、裁判所から官選弁護士を命ぜられますと、それは辞退できなくて受けております。その点におきましては、私は医師と同様だと思ひますが、なほ第一種の部面を見ましても、歯科医療がございするが、もちろん歯科の中に治療もありするが、中にはやはり金環を入れるとかというふうな、どちらかと申しますならば、單なる治療でなしに、もつと贅沢だと思はれるやうなものもあるのではありませんか。それから私はこれを全部撤廃してもらいたいという意見を持つておるのであります。もし課税するといふことは、これを違はせるといふことは、今大臣が仰せになりましたやうな趣旨からだといたしますと、納得がいかなければならないかと思ひますので、もう一回御意見を承りたいと思ひます。

○野溝國務大臣 医師と弁護士とを同案に扱ふのが正しいのではないかと、結論的な御意見のように思ひます。大體弁護士の方は確かに官選弁護人といふやうなこともございまして、今日の報酬なども公定性を持つておるので、余格がないといふやうな陳情も受けておるのでございますが、大體こういう

点で、また少しは違つておはせぬかといふことも考えたのでございます。それは物件の設備が比較的弁護士の方には軽いと申しましたら、樂だといふ点、それから官選弁護といふことがありますが、比較的的自由性があるといふ点、また彈力の点もあるのではないかと、また強ひてお察しして、少しの差等を設けたのでございます。しかしただいま笠原委員の御指摘になります通り、弁護士諸君も生活程度が必ずしも樂であるといふやうに見て區別をつけたわけではないのでございます。いろいろ／＼な事情も勘案し、かつ検討した結果、かように差等を幾分設けた次第でございます。もし應召義務といふやうなものがなかつたならば、かようなことはいたしたくない、かように思つたのであります。さうな点で御了承をお願いしたいと思います。

○坂東委員 千賀君より議事進行について発言があります。これを許します。千賀君。

○千賀委員 地方財政法並びに地方税法案等につきましては、一般質問は次會に譲りまして、今回は○Kのきてる議案もあつたので、この方の進行について特に促進をされたいとの動議を提出します。

○坂東委員 ただいまの千賀君の動議に御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○坂東委員 さう決定いたしましたし、先ほど總理大臣が來ました時分に警察官等職務執行法案の審議中でありました。これを中止して總理大臣との質疑應答をしたのでありますが、もとへ戻りまして、警察官等職務執行法につきまして審議を続行いたします。

なお小委員長から本案について政府の原案可決の報告がありました。しかしながら委員会としてはそれに頓着なく議事を進行いたします。なお警察官等職務執行法案に対する質疑はありますが、それは質疑なきものと認めて御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○坂東委員 それでは異議ないものと認めます。それから討論に移ります。

○門司委員 私は先ほど申し上げましたように、本案を決定するには一應司法委員会との合同の調査委員会を開いていただきたいと思います。それは先ほど申し上げましたようにこの法案自体が行政警察の面からさらに司法警察の面へ相当はいつておると思ひます。その点はどうしてもさういふ形をとつてもらいたい。それからもう一つは、この法案を出しになつておりますが、この法案は、私の見違ひがわかりませんが、陰謀版で刷られました。ただ委員会のみが承知してゐるのであります。一般議員には配付してないのであります。もしそうなら、政務の態度をきめるのが困難だと思ひますので、一應これを合同調査委員会にかけたいだけ結構だと思ひます。

○門司委員 非常に不可解に感ずるの

でありすが、もし印刷が間に合わぬとして、二百部刷つて審議を進めるようにという御難力を願いますならば、この上議員の数をいまして、二百五、六十部もあれば間に合うことと思

います。全議員におまわしになることといたしまして、大した部数ではないと思

う。これは法案自体から見ますれば、条文も少しは簡潔でございすが、法の運用の上においてはきわめて人権を蹂躪するおそれのある部分が多分に

含んでおり、危険性をもつておる。こ

ういう法案に對しましては、おの／＼慎重審議すべきが私どもの任務だと思

います。そういう手続にしようか、処置がとれない事前にそういうこと

を審議することは、非常に迷惑だと私

は考へております。この点はひとつ委

員長から十分お話を願ひまして、そ

うしてやはり各政党的政務調査会なり、あるいは代議士会なりその他の議を経る必要が十分あると思ひます。これはきわめて世間に及ぼす影響が大いのでありますから、重ねて申し上げますが、どうかこの委員会にありま

午後三時五十二分休憩

午後三時五十五分開議

○坂東委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。

○佐藤(通)委員 警察官等職務執行法案に對しまして、本委員会が最終的に意思を決定する段階に到達いたしましたことは、私が今ここに申し上げたことも委員各位の十分御承知のほずであります。私は結論的に申し上げますな

らば、大澤君の意見に賛成をいたしま

す。しかしながら、本法案は一部委員間

にも反対がありまするに、この執

行にあたりますのは非常に國民の權利義務に重大な支障を及ぼすようなこと

がないとも保障はできないのでありま

す。従ひましてこれは希望をいたしま

して速記に留めておきたいと思ひので

あります。もしこの法律の執行にあ

たつて無益な犠牲を民衆に負わしめた場合には、その執行官に對しましては、嚴重な官憲法上の責任をとりしむ

るといふこと、それを指揮した上司も

同一にこれを論すべき筋合いのもので

あることを、私はここに附け加えて大

澤君の意見に賛成をいたします。

○坂東委員長 なお大澤君のさきの御

意見は、小委員長報告の原案賛成とい

うのです。

○門司委員 私は先ほどからたび／＼

要求しておりますように、この本法案

採決する以前に、両委員会というか、司法委員会との合同の審査委員会を開かれんことをあくまでも要求いたしま

す。この点を一應先ほどから申し上げておりますように、委員長からお話りを願ひたいと考へておるのでありま

す。この法案は、先ほどの御意見

にもありましたように、きわめて人権に及ぼす影響が甚大であると考へられ

ますので、法の万全を期するといふ

ことと、さらに法案の内容に對しまし

ては、私はもしこのまゝの姿で通過す

いうことになりますれば、非常に危

険性をもつておりますので、ただ單

なる速記に留めるといふようなこと

でなければならぬ部分があると思へ

たのであります。ならば法を草案

し、さらにそれを決定いたしました

ときは、それが速記に留めてあるとい

うことは、どうも私も議會人とい

ましては、どうも私から十分そう

いことが考へられるのであります

が、末端的に警察官等の職務を執行いたしま

す場合に、衆議院における委員会の速

記録がどうであつたか、こうであつ

たかといふようなことが、おそくは

きり認識されるものでないとい

は考へざるを得ないのであります。殊

にこの法案の中にあります武器の使用の点等のごときにおきましては、相当考慮を要するものであります。こ

ういふことがなく、すでに大阪の事件のごとく、警察官の不法と思はれるような発砲事件が往々にしてあるものであります。なおかつこれが警察官の認定によつて発砲することができるとい

うような場合におきましては、きわめて大きな危険性をもつておる。それ

からもう一つはこの法案がなければただちに警察官の職務の執行ができな

いといふと、そうではありませ

ない。一應成立いたしましたして「輕犯罪法」が案の中に載つております問題の中で、かなり輕犯罪法によつて行われる権限

がたゞさんあるものであります。従つてこの法案が今緊急を要すると申されま

すが、そう一日、二日のうちにこれを

通過しなければならぬほどの私は緊急

性をもつていないと思ひのであり

ます。一切をここで否決するといふ意見

を申し上げておるわけではありませ

ん。私はこれの慎重を期することのた

めに、合同の委員会を開いてもら

いといふのみでありまして、何もこれ

を今否決する意見をここで申し上げ

おるのではありませ

ん。おそくは私

はこの警察官等の職務執行に關する法律

案と輕犯罪法との關係であります

が、輕犯罪法の中にも「正当な理由がなく

て刃物、銃棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加ふるのに使用されるような器具を隠して携帯し

ていた者」そういうような者は當然取調べるべきである。さらに留置することができ

る。あるいは科料に処置することができ

る。ところが「正当な理由がなく、合

かぎ、のみ、ガラス切りその他他人の邸宅又は建物に侵入するに、使用さ

れるような器具を隠して携帯してい

た」ような者も、これができるとい

ふこと、しかもこの場合において警察官の職務執行は當然それらに對しまし

ては尋問をする必要がある。さらにこれに停止を命じて取調べることもでき

るとある。隠してあるものを調べる

ことは、おそくその人に停止を命

じなければ調べることはできないと思

う。こ

ん。この点は委員長といたしましてどういうふうにお考えになるか。さらに当局はこれに対してどういうふうな責任を感じておるか、私はもしこの法案が議員全体に配付されていらないということになつてまいりましたならば、議員の審議権を無視したものであると考へる。議員の審議権を無視してまで考へられればこれを可決しなければならぬといふことである。われわれはこの点に対して非常に遺憾に考へております。これはこの法案だけではありませぬ。將來の議員の審議権は一体どうなるか。私はこの法案を見て知つておりますから審議いたしておりますが、議員の大部分はこれを知らない。議員の知らない間に法案を通過してよいか悪いかといふことである。私はそういう意味から申し上げても、当然これは司法委員会との合同審査会を開き、さらに当局におきましてはそういう万全の処置を講じてもらつて、その上でこれを処理すべきものである。委員会をもし通過いたしました、本会議にこれがかけられるといふことになつてまいります前に、全議員の諸君がこれを見ていなかったというような不見識なこと、かくのごとき人権に非常に重大な影響を及ぼすような法案を通過させるということになりますならば、議員全体が責任を負わなければならぬと私は思ふ。この國會の責任は一体だれが背負うか。私どもは少くともそういう案に対して責任を負うわけにはまいらぬのであります。私はこういう意味から申し上げても、本案をただちにここで採決して、委員会がこれを可決したというよりなことになつてまいりましたならば、そのそし

りだけでも受けなければならぬし、また委員がその責任を負わなければならぬと思ふのであります。私は議員の職責の上から、責任の上から考へまして、この案をただちに即決されたいことは反対をいたしたいと思ひます。

○坂東委員長 ちよつとお答えいたしました。この議案は、六月十日に各党事務室に所管部数は全部配付してあるものであります。松澤君。

○松澤委員 この問題に對しましては、これまで委員会におきましては正式に決定したわけではないのであります。刑事訴訟法との通關があるから、この問題については合同委員会を設置したらいだらうという意見がある。つたといふことは確かであります。それを昨日小委員に付託されて、本日上げてしまふといふことは、私は今までのそういう意向もあつたことでありまして、これはもう少し慎重に考へていただきたいと思ひます。元來、この警察官等職務執行法というものは、おそろくほんとうの法律的な考へ方から言へば、この委員会にかかるべきものでないのではないかとこのことを多少疑念を持つてゐるのであります。すでにこのことは指摘されておると思ふのであります。軽犯罪法にいたしまして、あるいはこの警察官等職務執行法にいたしまして、刑事訴訟法の下段階に位置する法律であります。いわば檢察當局の活動その他の範圍に属する法律であると考えられるのであります。警察組織やあるいは警察制度の問題ならば、この委員会にかかるとは適當であるのであります。今申しましたように、刑事訴訟法との關係、あるいはその他刑法との關係、あ

るいは檢察廳との關係から考へてみましたならば、名前は警察官という字が使つてあるのではありませんが、この場合におきましては單なる行政警察の問題ではなく、純粹に刑法なりあるいは刑事訴訟法の關係から、司法委員会にかかすべきが當然だと考へるのであります。すでにそういう間違ひは本日の本會議にかかつております。港則法は當然この委員会にかかればならぬ。この委員である。それは御承知のように海上保安廳の關係から、港則法はこの委員会にかかればならぬ。しかるにこれは港の法則であるといふことで、運輸交通委員会にかかつておるの御承知のようには港内における交通整理の法則であり、いわば警察法規である。これが運輸交通委員会にかかつておるといふことは、われ／＼が海上保安廳法を審議した關係からいつて、少しおかしいのであります。この港則法をこの委員会にまわすかといふことを考へた場合に、先ほどのように運輸交通委員会にまわすべきだといふ意見と、これは港のことであるから國土計画の委員会にまわすべきである。あるいは海上保安廳の關係から治安及び地方制度の委員会にかけなくてはならぬといふような、いろいろの議論があつたといふことを聞いておりますが、海上保安廳を審議したわれ／＼には一言半句の挨拶も相談もなく、港則法は今日の本會議にかかると。こういうようなことがまゐるのであります。議案審査について適當でないと考えられるような処理が往々にしてなされておる点であります。私どもは現在われわれのところにかかつております警察

官等職務執行法が、名前は警察という字が使つてあるからここで審議するのには當然かと考へられるのであります。各党ともこの案は司法委員会にかかすべきものであるといふ非常に強い意見があることは、おそろく各委員とも御承知のことだと思ひます。そこでこの問題について私どもはどうしても刑事訴訟法との關係、あるいは輕犯罪法との關係を考慮しなくては、警察官等職務執行法といふものを考へることにはできないのであります。この点について、大體の意向がこゝで即決すべきであるといふ御意見があるようでありまして、まづこの点だけは司法委員会と合同委員会を開いていただきたいという希望を申し上げたいのであります。この点について先ほど小委員会でもきまつたことであるから、本委員会はその通りにすべきであるといふ議論がありましたが、なるほどわれ／＼は一應本委員会から小委員会に付託したのであります。小委員会の決定が本委員会の承認せられるといふことは當然のことと考へられます。しかし私どもは必ずしも小委員会にわれ／＼の審議権の全部を御一任申し上げたわけではなく、一應の案をつくつて出してもよろ。それに対してわれ／＼が可否の態度を決定するといふことが當然であります。でありますから今日小委員会できまつたものに対して、本委員会で反對するのはいけぬといふ議論はまったく成り立たないのであります。従つて私どもはこの小委員会の報告に對しては、自由の立場から審議しなければならぬと考へます。その点は先ほどそういう御意見があつたから私は申し上げただけでありまして、本筋

から申しますならば、やはりこれは別にきよう決定しなければならぬといふほど早急に解決を要する重要な問題でもなく、かつ人権と關連いたしまして、これは重大な問題でありますので、何とかして連合審査会を開いていただきたいといふことをお願いしたいのであります。委員長におきまして適當のお取扱ひをお願いしたいと存じます。

○坂東委員長 十分討論を盡されんことを希望いたします。

○笠原委員 今討論と言われましたが、私は門司君並びに松澤さんから今司法委員会との合同審査会を開けといふ要求がありましたので、私もこの点については賛成であります。それで詳しいことは先の二人が申されましたから申し上げませんが、この法律は何でもない法律なのであります。私ども見まして別にこゝが無理だといふものは一つもない。それでさきに私どもは輕犯罪法を通してゐるのであります。輕犯罪法もこれは法務廳總裁の言われまうように、道徳法だといふくらいで、ほとんどわれ／＼が守らなければならぬといふところの道徳基準を定めた法律なのであります。ところが一應案を通してみますと、すでに私どもの知つておる範圍においてもひつかかつておるのであります。もちろん道徳で大小便をすることは悪いことでありまして、けれども、さて法律としてつくつてみますと、ひつかからなくてもいい人がひつかかつておるといふのが実情であります。この法律を見ましても、今現にこの法案がなければ警察官が職務を執行できないかといへば、決してそうじやない。私はここに書いてあるようなことは、われ／＼の常識といつたしまし

てまつたく差支えないことじやないか
というふうに思ひます。それと、こ
ういふ点から考へてみても、これ
をつくらなくても弊害はないが、さ
つてみても、これがかなりものを
言うのであります。そして先ほど、
あれもこれに違反するやうなこ
とがありまして、それに対して厳
重な制裁を加へると申しますが、な
かなか制裁は加へられないのであ
ります。法律の根拠がありますから
基きまして相応な釈明をいたしま
すから、さういふ釈明をいたしま
して、それに対して制裁を加へる
やうなことはなか／＼容易でない
であります。私はこの法案を見ま
したとき、もしもさういふ場合
におきまして何か制裁規定を設け
てはどうかという意見を出したの
ですが、それは刑法その他の各法
律に照らしめて処断するといふ
だけであつたのであります。これ
に対して違反だといつて認定する
ことはかなり困難だ。それは一般
の民衆であります。取締官憲の
犯すことだけに、容易にわから
ないものであります。ですからこ
の法律はさういふ建前から申し
まして、通過させますと、人権に
対しまして非常に大きな影響があ
ると思ひます。それだけに私も
はかりに通すといひましたが、慎重
に通して、さうして私の考へとい
ひますならば、この條文もややこ
しくなりませんが、道徳的な文句を
書き込んでやらなければならぬと思
ひます。先ほど速記録に残すとい

話がありましたが、それも結構であ
りますが、速記録どころではないので
あります。法律といふものは議會に
おきまして附帯決議をつけてあり
ますが、その附帯決議も守られて
ないのが実情でありますから、私
どもは人権に關係するだけに慎重
な態度と手續をとつて、さうして
これを通過させたい。しかるに議
員各位におきましては、まだ見た
こともないといふ人があつたので
あります。それからの方々の意見も
十分聴きまして、さうしてこの委
員会がこれを通過させていくといふ
ことにならなければならぬと思ひ
ます。私は小委員会に付託され
たことを知らなかつたのであり
ます。今聴きますと小委員会に付
託されたといふことではあります
が、小委員の各位に對しましては
まだ申訳ない話でありますけれども、
人権に非常な關係のある法律であ
るだけに反對するものであります。
本来ならば與黨でありますから、
まず先に通してやるのがあつた
やうなものであります。今申しま
すように人権に非常な關係がある
見地から、私も慎重論をとるので
あります。何とぞ各位もその点を
ひつと御了解願ひたいと思ひま
す。○大澤委員 警察官の職務執行
法は鈴木法務總裁に一通してあり
ますかどうか、警察本部長官に
お伺ひいたします。○齋藤(男)政
府委員 本法案はもろに法務總裁
のもとに十分審議されたものであ
ります。それでありますので、十
分検討されております。○大澤委員
 だいたい本部長官の答弁によりま
すれば、鈴木法務總裁ももろに十
分審議された。なお各党から

の出身關係も出て提案したといふ、
ことに念の入つた経過を述べて
あります。われ／＼今申したい
やうに、當委員会においても、小委
員会を通じて今日小委員長の報告
もあつたといふのでありますから、
これに對して委員長の採決を願ひ
たいと思ひます。○門司委員 私
はその前にさういふことを聞いた
のであります。この点をひとつ委
員長から確かめてもらいた。この
法案の審議に當つて、司法委員
会から當委員会に向つて正式に合
同審査の要求があつたやうに聞
いておりますが、その眞偽はどう
であるか、委員長からお確かめを
願ひたい。○坂東委員 それは私
聞いております。○門司委員 だ
からお確かめを願ひたい。時間
の關係がありまして、……○矢
後委員 実は今、私共の代議士会
に行きまして、司法委員会が問
題になつておりました。司法委員
会からさういふ正式に合同審査
の手續をとつたといふやうなこ
とが、司法委員の方から言われ
るのです。私も先ほど小委員会
におきまして、司法委員会との合
同審査の提議をしておつたので
ありますが、やゝり／＼の關係
から申しまして、一應こうした
法案は、先ほど門司委員から言
われまして、司法委員会との合
同審査の提議をされた方がい
いと思ひます。○坂東委員 答
えしますが、私聞いておりませ
ん。事務の方も全然聞いておら
ぬやうです。○松澤(兼)委員
 門司君からさういふ議案の取
扱方なり、あるいはその手續に
ついて重大な発言があつたので

あります。暫時休憩していただいて、
その点をお確かめ願ひたい。○大
澤委員 二、三の委員の御意見を
お伺ひしたのであります。まことに
ごもつとも御意見であります。御
承知の通り議會政治は多数決に
よる政治になつております。議會
政治の本質を生かしていくといふ
ことを言ひたいのであります。○
門司委員 だいたい議會政治の運
用の話がありましたが、議會政治
であります。以上は、全議員が一
應全議案を承知いたしました。さ
ういふ手續がつてあり、その後
における多数決こそ初めて議會政
治である。ほかの人の知らない
間に、單に委員會に上程されて
も、もし本會議で問題になつて
いふやうな場合には、委員會とし
てはたは不体面なものになつて
くる。さらに問題は本質上の問
題でありまして、たとへ多数決
でありまして、しかも委員が知
らないやうに、書記局にはいく
らお届けになつたかもしませんが、
おそれ／＼の關係からいふのは
配付係からなされていなければ
ならない。私はさういふことは
公報にはつきり明示されてい
ない。これは公報にはつきり明
示されていなければならぬ。さ
ういふ手続の不十分なもの、た
だちにこゝで可決するといふこ
とは、將來に非常な惡例を遺す
ので、私はさういふ点は議會政
治運営の上から厳に戒めてもら
いたい。この委員會がもしさう
いふ惡例を遺すといふやうなこ
とになつてまいりますならば、
非常に大きなこの委員會に對
する侮辱と申します。それを免
れたい。私は私どもの責任であ
る。私はこの点きわめて遺憾に
考へております。だから委員
長はもしこれを採決されると

するならば、十分その点をお考
へ願ひたい。議會政治はもろに
多数決である。さういふことは
さういふものでございませう。
しかし議會政治といふものは
議員全体が納得し得る手續が
とられて、その上で私はきめな
ければならぬと思ひます。われ
は代議士会に報告をいたす場合
におきまして、代議士諸君には
實際上の問題として全部にい
きわたつておられません。(い
きわたつておられる)といふ
やうな頭数四百何名……(ち
やんと公報に出ている)といふ
公報に出ている。議會政治は
さういふ見識なものであつて
はならない。この点は十分委員
長で御考慮を願ひたいと思ひ
ます。○松澤(兼)委員 さうい
ふやうに手續におきましてい
ふ／＼と疑義がある。ですから
むづ／＼これを押し通すといふ
ことはどうかと思ひます。多数
決だから、手續がとられた上
で少数で否決になつたらそれは
やむを得ません。私も別にな
ん／＼言ひたい。せつ／＼この
委員會には、坂東委員長御承
知のやうにこれまでさういふ
か／＼の問題はなかつた。た
ま／＼本日われ／＼の出席が非
常に少いといふこと、無理押
しをされるやうな傾向にある
やうに見えておるのであります。
これはこの委員會の今後の運
営について考へていただかな
ければならぬ。これまで坂東
委員長のものと、一致協力し
てやつてきたのですから、別
にこゝで本日これをきめなければ
ならぬといふこともなし、委員
長の裁断において適當の処置
を講じていただきたいと思ひ
ます。○大澤委員 何とかこの
機會に委員長

のはつきりした氣持を伺つておきたい。私が提案したようにぜひともこの機会に委員長はつきりとした方針をもつて採決願います。

○千賀委員 この問題は澤君から提出された動議がすでに成立をいたしておりますから、順調にいけば採決が残されるばかりでありますけれども、ただいま門司君以下数名の方から申されるところにも傾聴すべきことがあると思う。そこでわれ／＼は必ずしもここで紛糾混乱を希望するものではありません。きようはこの程度で散会をされまして、次回にこの問題の採決を行われんことの動議を提出いたします。(拍手)

○坂東委員長 千賀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは本日はこの法案はこの程度にいたします。本日はこれをもつて散会いたします。

次会の日程は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時二十九分散会

昭和二十三年十月二十二日印刷

昭和二十三年十月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局